

ペット災害対策マニュアル



令和7年8月

板橋区 地域防災支援課・生活衛生課

目 次

I. 飼い主の対応

1 平常時の準備

- ①備蓄品の用意
- ②健康管理としつけ
- ③ペットの身元表示
- ④情報収集等
- ⑤自宅の防災対策

2 災害発生時の行動

- ①安全確保・状況確認
- ②避難の判断
- ③避難の準備
- ④ペットとの同行避難

3 避難所での生活

- ①避難者への配慮
- ②健康管理

II. 各避難所での対応

1 同行避難者への対応

- ①災害時におけるペット同行避難
- ②避難所でのペット受入条件
- ③避難所でのペット受入スペース
- ④飼育ルールの作成

III. 災害時の動物救護活動

1 動物救護活動

- ①獣医師会との協定
- ②ボランティアとの連携
- ③逸走動物（特定動物等）の保護について

マニュアル作成の目的

近年、ペットも家族の一員であるという認識が一般的になっており、災害時にペットと離れて避難をするのではなく、飼い主とペットが同じ避難所に避難する「同行避難」を行うことが重要とされています。

一方、避難所ではさまざまな方が避難生活を行っており、その中には動物が苦手な方やアレルギーを持った方もいるため、避難所内でのペットの飼育場所等に配慮を行うことが必要です。

本マニュアルは、災害に備えて、避難所におけるペットの適切な飼育と、避難所においてペット同行避難を円滑に行えることを目的として作成いたしましたので、ペットの飼い主の方にご活用いただくと共に、避難所運営に携わる方にも参考としていただければ幸いです。

用語の定義

①同行避難

災害の際に飼い主がペットと一緒に避難所まで避難することです。飼い主とペットが同じスペースで生活することを意味するのではありません。

※身体障害者が、盲導犬・介助犬・聴導犬と共に避難所に避難してきた場合は、その「同伴」を拒んではならないことが法律で定められています。

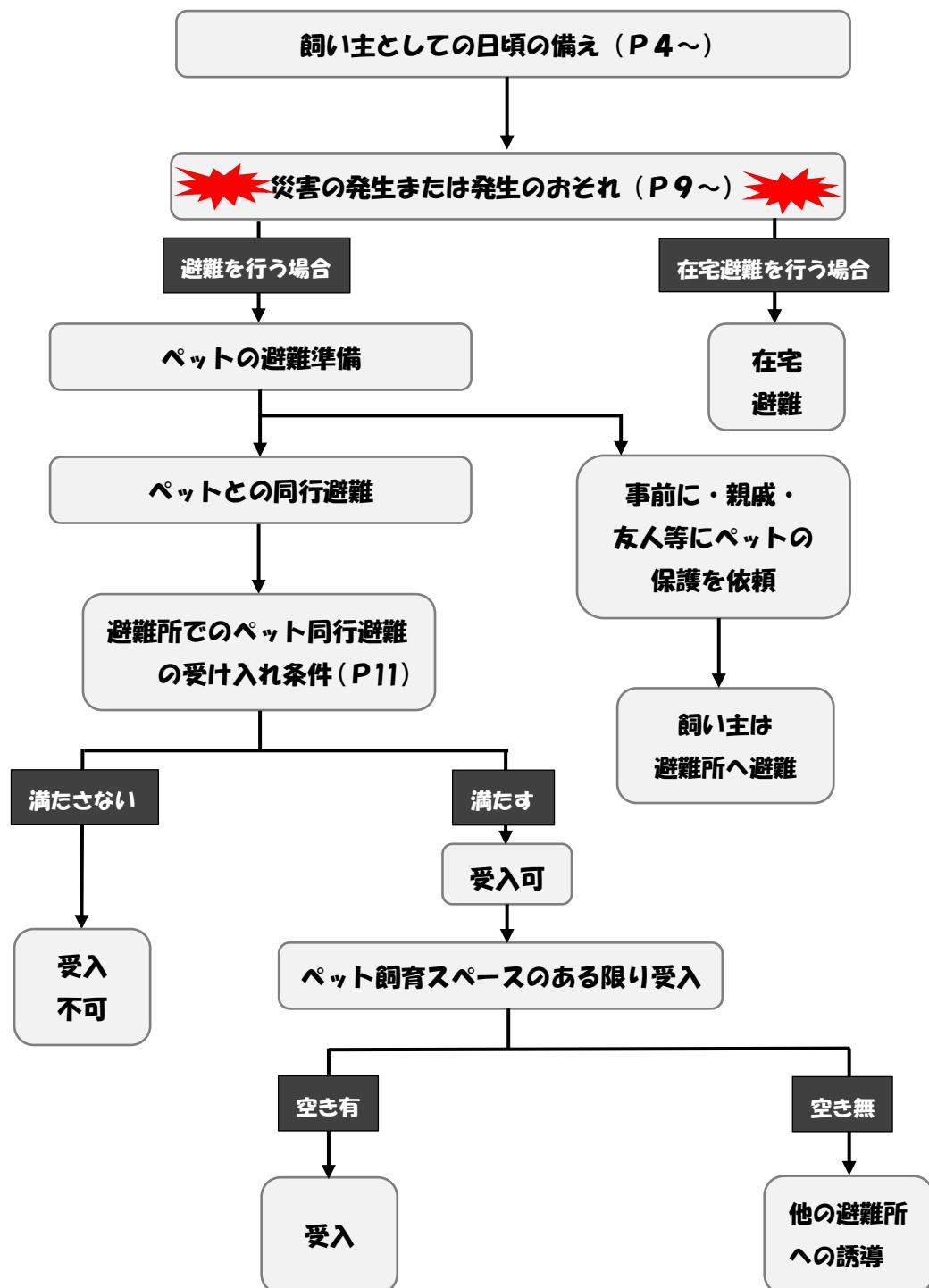
②ペット

本マニュアルで定めるペットは、犬や猫その他の小動物となっています。
人に危害を加える恐れのある動物や特別な管理が必要な動物については受け入れることができません。

③避難所

災害時、自宅での生活が困難となった方が生活をする場所で、区立小中学校等の施設が指定されています。自宅が安全である場合には「在宅避難」をしていただく事が基本となります。

ペット同行避難のフロー図



I. 飼い主の対応

1 平常時の準備

①備蓄品の用意

避難所では、ペットに関する備蓄品の備えはありません。ペットに対する備えは飼い主の責任で行っていただくこととなります。物資が届くまでには時間がかかるので、備蓄物資は少なくとも5日分は用意しておきましょう。

また、災害時にすぐに避難できるように持ち出し品には優先順位をつけ、優先度の高いものはすぐに持ち出しができるようにしましょう。



優先順位の付け方の例

優先順位 1

(命や健康にかかわるもの)

- 療法食、薬
- フード、水（5日分以上）
- 予備の首輪、
リード（伸びないもの）
- キャリーバッグ、ケージ
- トイレ用品 など

優先順位 2

(飼い主やペットの情報)

- 飼い主の連絡先
- ペットの写真
- ペットの既往症・健康状態
- かかりつけの動物病院 など

優先順位 3

(ペット用品)

- ガムテープ
- タオル、ブラシ
- おもちゃ
- ビニール袋 など

②健康管理としつけ

慣れない避難所での生活では、ペットも大きなストレスがかかります。普段からペットの健康状態に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除をしっかりと行いましょう。

また、避難所で迷惑にならないように、むやみに吠えない、キャリーバッグやケージに慣らしておく等のしつけを普段からしておきましょう。これによって、周囲の人への配慮だけではなく、動物のストレスを少なくすることにもつながります。



避難所生活に備えた事前準備の一例

災害時におけるペットのストレスを軽減するために、普段から以下のことをしておきましょう。

犬の場合

- 「待て」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけ
- ケージの中に入ることを嫌がらない
- 不必要に吠えない
- 人を怖がったり攻撃的になったりしない
- 決められた場所での排せつ
- 狂犬病予防注射と各種ワクチン接種
- 寄生虫の予防、駆除
- 必要に応じて不妊・去勢手術の実施



猫の場合

- ケージやキャリーバックに入ることを嫌がらない
- 人や他の動物を怖がらない
- 決められた場所での排せつ
- 各種ワクチン接種
- 寄生虫の予防、駆除
- 必要に応じて不妊・去勢手術の実施



小動物の場合

- 必要に応じて不妊・去勢手術の実施
- 犬、猫よりも環境の変化に敏感な動物であることから、避難生活における健康及び飼育環境の維持等の飼い主の事前対策の実施



③ペットの身元表示

災害発生時には、ペットと飼い主が離れ離れになってしまることがあります。ペットが保護された場合にすぐ飼い主の元に戻れるように、普段から身元を示すものを装着しておきましょう。

外から見てすぐわかる迷子札（名札）を装着するとともに、マイクロチップを埋め込むことも有効な手段となっています。



ペットの迷子対策の一例

災害時にペットとはぐれないために、普段から以下のことをしておきましょう。

犬の場合

- 首輪と迷子札
- 鑑札、狂犬病予防注射済票
(飼い犬の場合、狂犬病予防法により鑑札の装着と年1回の予防注射及び注射証明となる注射済票の装着が義務付けられています。)
- マイクロチップ



猫の場合

- 首輪と迷子札
- マイクロチップ



小動物の場合

- 動物の種類によって、足環、耳標、マイクロチップなど

マイクロチップについて

動物愛護法の改正により、令和4年6月1日から、マイクロチップを装着している犬・猫については、国（環境省）指定のマイクロチップ情報の登録機関である日本獣医師会へのマイクロチップ情報の登録・変更を行うことが義務化されました。（板橋区では、日本獣医師会への登録が済んでいるマイクロチップを装着している場合、そのマイクロチップが「犬鑑札」の代わりとなります。）

I. 飼い主の対応

④情報収集等

災害時に避難所まで安全に避難することができるよう、あらかじめ区のホームページや防災マップ、ハザードマップ等で災害時の避難所の場所とそこまでの避難ルートを確認しておきましょう。震災時には、建物の倒壊などで、水害時には道路の冠水などで道が通れなくなることも想定して、複数の経路を考えましょう。

また、日頃から近隣住民と良好な関係を築けるように、コミュニケーションや飼育マナーに気を配るとともに、万が一の際はお互いに助けあえるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも重要になります。

多頭飼育や大型の動物等避難所に連れての避難が難しい動物に関しては、親戚や友人など、ペットの一時預け先をあらかじめ探しておきましょう。

⑤自宅の防災対策

災害時にペットを守るのは飼い主です。ペットは屋内飼育が原則ですので、ペットを守るためにには飼い主が無事でいることが必要となります。

家具の固定や住まいの耐震強度の確認など、飼い主の身の安全に備えることが、ペットの安全にもつながります。

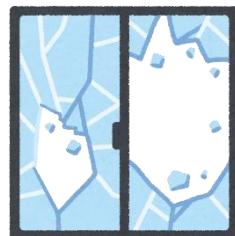
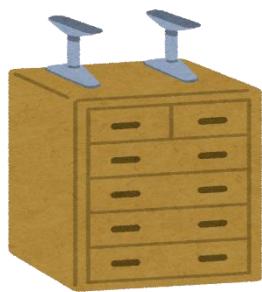
ペットの飼育場所については、以下の点に配慮をしましょう。

【室内飼育の場合】

- 家具やケージが倒れたり落下したりしないように固定する
- 水槽で飼っている場合、台に固定し、ガラス飛散防止フィルムなどを貼る

【屋外飼育の場合】

- ブロック塀やガラス窓の下、倒れやすい建物のそばは避ける
- 首輪や鎖は切れたり外れたりしないか、ケージ等に隙間がないか定期的に点検をする。



情報収集の例

発災時に円滑に避難できるように、平時から情報収集を行いましょう。

● 板橋区防災メール

地震情報、各種気象警報、水位情報、雨量情報などをメールで配信しています。

＜登録方法＞

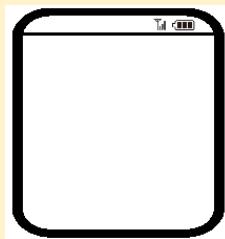
- ①この二次元コードを読み取って「空メール」を送信してください。



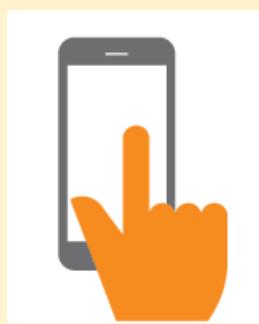
または、下記のメールアドレスを直接入力し、「空メール」を送信してください。

itabashi@coussmail-entry.cous.jp

- ②返信メールが送られてきますので、メールに添付されている[登録用URL](#)を30分以内にクリックしてください。



- ③受け取りたい情報を選んで、登録完了です！



● Yahoo！防災速報アプリ

板橋区が配信する避難所開設情報や、防災に関する緊急情報などを受け取ることができます。※通信料が発生します。

＜登録方法＞

- ① 2次元コードを読み込んで、「Yahoo！防災速報アプリ」をダウンロードしてください。



- ② アプリ内の「設定」→「地域の設定」で「板橋区」を設定します。

- ③ 同じく、アプリ内の「設定」→「地域の設定」で「自治体からの緊急情報」を「オン」に設定します。

● 板橋区防災マップアプリ

インターネットに接続できない状態でも、板橋区防災マップを閲覧することができる無料アプリです。



Android 用

iOS 用

地図上で避難所などの防災関係施設と現在地を結ぶと、進行方向が案内されます。※通信料が発生します。

● ハザードマップ等



2 災害発生時の行動



①安全確保・状況確認

災害発生時は、まずは自分の身の安全を確保しましょう。突然の災害でペットもパニックとなり、いつもと違う行動を取ることがあります。興奮している動物に不用意に手を出すと咬めることもあるため、落ち着いてから犬であればリードをつけ、猫は慣れたケージなどに入れ、すぐに避難できる体制を確保しましょう。災害の状況については、ラジオやテレビ、区のホームページなどから情報を取得しましょう。

◎テレビからの情報の取得方法（NHK 総合テレビ）

NHK 総合テレビにチャンネルを合わせると、災害情報がL字テロップで流れます。より詳しい情報を確認したい場合は、dボタンを押すと、データ放送画面が表示されます。ここで『地域の防災・生活情報』を選ぶと、板橋区が発信する災害関連情報をテレビ画面で確認できます。

◎板橋区公式ホームページ



板橋区ホームページニ次元コード

②避難の判断

収集した情報を基に、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅にとどまるかを判断します。自宅が危険な場合や避難指示が出ている場合には、飼い主の安全を確保したうえで安全な場所へ避難します。

自宅や地域の状況が安全な場合は、自宅にとどまる避難方法があります。

③避難の実施

室内のガラスの飛散や倒壊家具などに注意して、持出品を準備し、避難をする場合は電気のブレーカー、ガスの元栓を切れます。避難するときは、飼っている犬や猫などは一緒に避難する同行避難を行います。

【犬の場合】

- リードをつけ、首輪が緩んでいないか確かめます。
- 小型犬などはリードをつけた上で、キャリーバックに入れます。

【猫の場合】

- キャリーバックやケージに入れます
- キャリーバックなどの扉が開かないようにガムテープなどで固定します。

I. 飼い主の対応

④ペットとの同行避難

避難が必要となった場合は、ペットを連れて避難しましょう。リードは放さないようにしっかりと持ち、キャリーバックやケージはしっかりと抱えて動物の安全に気を配ります。

倒壊した建物や切れた電線など、避難場所までの経路には危険な箇所がたくさんありますので、足元や頭上に気を配り、落ち着いて行動しましょう。



同行避難と同伴避難

同行避難：災害発生時に飼い主が飼育しているペットを連れて避難所等に避難をすること。

同伴避難：災害発生時に飼い主が飼育しているペットを連れて避難所等に避難し、かつ避難所で同じスペースで一緒に過ごすこと。

- 区内の区立小中学校等に避難所が開設された場合は、ペット同行避難は可能です。ただし、志村コミュニティホール、成増アクトホール、仲町ふれあい館、中台ふれあい館、徳丸ふれあい館、成増生涯学習センターにはペットの受け入れスペースがありませんので、ペット同行避難を希望される場合は近隣の他の避難所に避難してください。
- 同伴避難はいずれの避難所もできません。

3 避難所での生活

① 避難者への配慮

避難所には多くの人が集まります。動物が好きな人、嫌いな人、動物のアレルギーがある人、動物に不用意に手を出しかねない幼い子どもなどが一緒に生活をする場所であるため、飼い主は普段以上に周囲へ配慮が求められます。

避難所では、ペットの世話や食べ物の確保、飼育場所の管理は飼い主の責任の下で行うこととなります。衛生的な飼育管理を行うことはもちろん、避難所ごとにある飼育ルールを守り、避難所の状況に応じてグループを作り、当番制で動物の世話をを行うなど、飼い主同士が協力して助け合う事が重要です。

② 健康管理

災害時は、人も動物も多大なストレスを感じます。免疫力が低下する場合や、衛生面の確保が難しい場合もあるため、人も動物も体調を崩したり病気になりやすくなります。体調に気を配り、不安を取り除くよう心がけましょう。

II. 各避難所での対応

1 同行避難者への対応

①災害時におけるペット同行避難

板橋区では、大規模な地震や風水害が発生し、避難所（区立小中学校等）が開設された場合、避難所へ飼っているペットを連れて避難していただけます。

※ここでの避難は飼い主がペットと一緒に避難所まで避難することです。飼い主とペットが同じスペースで生活することを意味するものではありません。

ただし、身体障害者が、盲導犬・介助犬・聴導犬と共に避難所に避難してきた場合は、その「同伴」を拒んではならないことが法律で定められています。



②避難所でのペット受入条件

【受け入れるペットの範囲】

犬・猫・小鳥その他の小動物（危険を及ぼさない動物等）

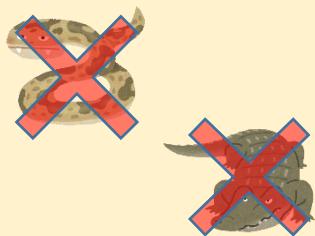
【受入条件】

①飼い主がケージ・リードを用意していること。

②餌や水などを用意しており、餌やりや糞尿の始末は飼い主自身が行うこと。

③基本的なしつけ（無駄吠えしない、飼い主の指示に従う等）ができること。

④犬については、狂犬病予防注射済票を持っていること。



※原則、予防接種を受けていない場合、伝染病が蔓延する可能性があるため、避難所では受け入れできません。ただし、事情により、狂犬病予防注射や各種ワクチンを接種することができない場合、他のペットと接触しないようなスペースを配置する必要があるため、受付にてご相談ください。

③避難所でのペット受入スペース

ペット同行避難をした場合、避難所の受付で『ペット同行避難者受付用紙』（次ページに掲載）の記入が必要となります。

ペットの避難場所はテントなどを使いペットが雨などに濡れないように対策をして確保し、ケージ内、もしくはリードでの繋ぎとめにより飼育することになります。なお、台風等の風水害の場合は、テントを屋外に立てることは危険なため、人の避難スペースから離れた雨風の当たらない場所がペットの受入スペースとなります。

ペット同行避難者受付用紙

飼い主記入欄：太枠の中を記入してください。

管理No. _____

飼い主	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
ペット	動 物 種	犬・猫・その他()	性 別	オス・メス・不明
	動物の名前		年 齢	
	体 格	特大・大・中・小 kg	毛 色	
	ワクチン接種状況	接種・未接種・不明	不妊・去勢手術の実施	実施済・未実施
	犬 の 場 合	犬の登録	有・無	
		狂犬病予防注射	接種済・未接種	
		マイクロチップ番号		

受付条件チェック欄

- ケージやリードを用意しています。
- 餌や水を持参しており、餌や糞尿の始末は飼い主で行います。
- 基本的なしつけができており、飼い主の指示に従うことができます。
- （犬について）当該年度の狂犬病予防注射済票を持参しています。

受付記入欄

避難所名			
入所年月日		退所年月日	

※飼い主の方に管理Noと同じ番号の札を渡し、ケージもしくはリードにつけて
もらってください。

II. 各避難所での対応



ペット避難場所のポイント

ペットの避難場所について、以下のポイントに注意しましょう。

1 人の居住スペースと分ける

動物が苦手な方やアレルギーがある方などに配慮するため、居住スペースを分ける必要があります。

2 人の居住スペースから離れた場所に設置する

ペットと人の居住場所を同じにすると、動物由来の感染症発生のおそれがあります。また、鳴き声や臭いによるトラブルが発生する可能性もありますので、ペットの飼育スペースは人の居住スペースから離れた場所にしましょう。

3 日差しや雨風の当たらない場所に設置する

軒下などの屋根がある場所やテントなどを利用し、ペットに日差しや雨風が直接当たらないように配慮しましょう。

4 可能な限りペットを種類・大きさ・性別で分ける

他の動物と一か所に集められるとペットもストレスを感じるため、可能な範囲で種類・大きさ・性別で分けましょう。

5 ペットの飼い主や管理者以外の飼育場所への立入を制限する。

ペットに許可なく物をあげたり、咬まれたりするなどのトラブルを防止するため、許可のない方の飼育場所への立入を制限しましょう。



④飼育ルールの作成

避難所において、ペット同行避難が円滑に行われるためには、飼い主が飼育ルールを守って飼育管理を行うことが必要となります。各避難所での飼育ルールを飼い主に周知することに加え、避難所内に掲示し、飼い主以外の避難者にも周知することが必要です。

避難所における飼育ルールの一例

(例)

飼い主の皆様へ

避難所では多くの方が共同生活をしています。人と動物双方が快適に生活できるように、飼い主の方は次のことを守ってください。

- 1 避難所では人が優先であることを理解し、他の避難者に迷惑がかからないよう配慮をしてください。
- 2 ペットは指定された場所につなぐか、ケージの中で飼育してください。
- 3 飼い主の方が責任をもってペットの飼育管理（餌やり・排便の始末等）を行ってください。
- 4 ペットのケージや首輪に飼い主の方の名前を書くなど、誰が所有者であるかわかるようにしてください。
- 5 苦情やトラブルが生じた場合は、飼い主の方が責任をもって対応してください。
- 6 避難生活はペットにとってもストレスになりますので、友人や親戚宅などにペットを預けることも検討してください。
- 7 その他避難所運営者などの決定や指示に従ってください。

III. 災害時の動物救護活動

1 動物救護活動

①獣医師会との協定

区内で大規模な災害が発生した場合、東京都獣医師会板橋支部と協議の上、負傷動物救護所を設置します。

※板橋区と東京都獣医師会板橋支部では、大規模な災害が発生した場合において、災害時における動物救護活動を実施するため、平成12年9月22日に「災害時の動物救護活動についての協定書」を締結しました。

◎東京都獣医師会板橋支部が行う内容

- ・避難所等における動物の管理指導及び動物医療活動
- ・避難所における公衆衛生上の管理、指導の協力
- ・重症動物の動物病院への搬送の要否の決定
- ・その他必要な応急業務

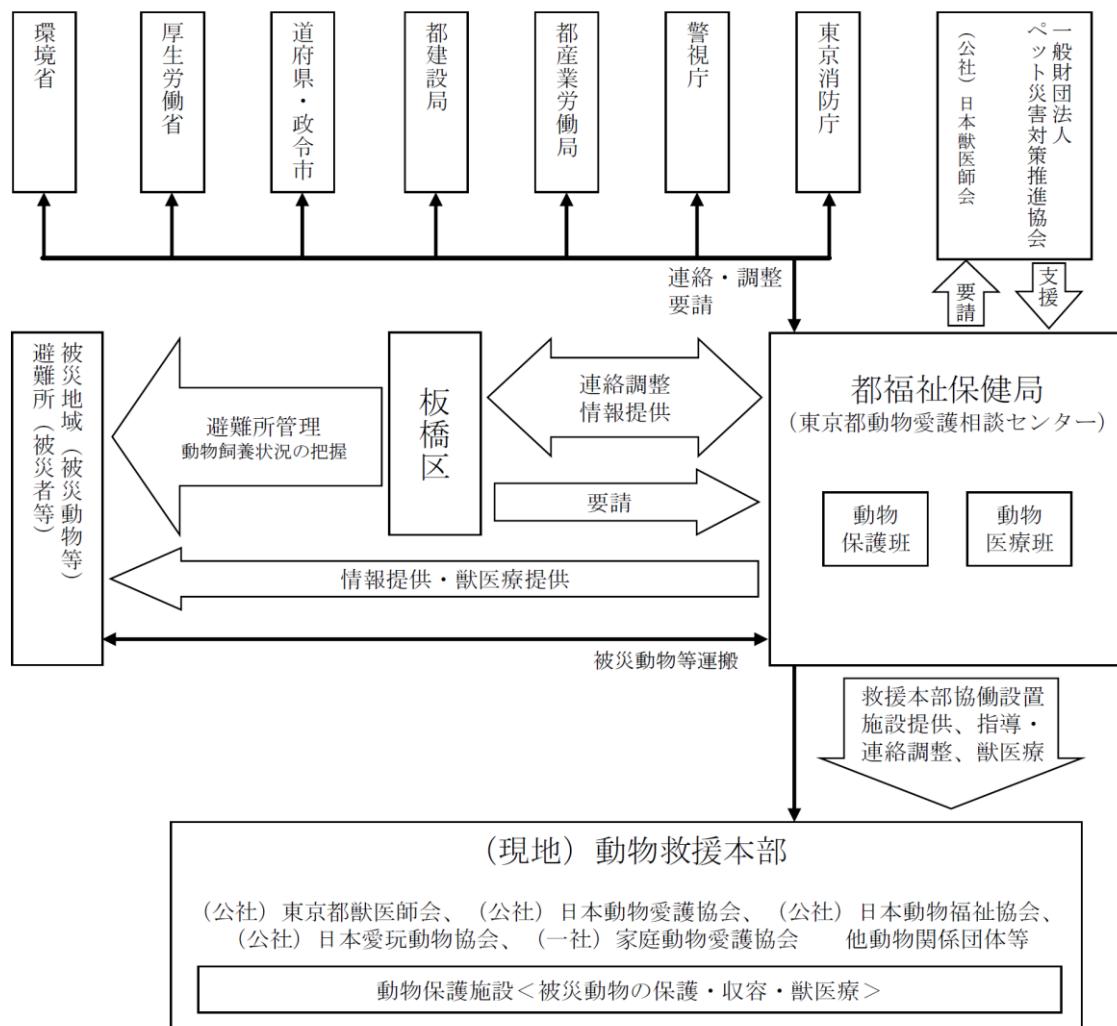
②ボランティアとの連携

区内で大規模な災害が発生した場合、災害ボランティアセンターと連携し、ペットに関するボランティア活動を行うことが出来る方の確保に努めます。

③逸走動物（特定動物等）の保護について

災害時に飼い主のもとを離れ、逃げ出してしまった特定動物等の危険動物については、板橋区は東京都等の関係機関と連携の上、保護を行います。

各機関の動き（参考）



板橋区地域防災計画（震災版）より抜粋